

令和 4 年度名古屋市教育委員会承認第 3 号

指定管理者の指定に関する専決処分について

指定管理者の指定を行うにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められることについて、教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）第 1 条第 3 項の規定により令和 4 年11月11日専決処分により決定しました。

上記のことについて、教育長等専決規則第 1 条第 3 項ただし書の規定により、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

令和 4 年11月22日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市東図書館	東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也

名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ケ枝町 3 丁目 30 番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市守山図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋 T R C ・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋 T R C ・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市緑図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋 T R C ・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市徳重図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋 T R C ・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市名東図書館	東京都調布市調布ケ丘 3 丁目 6 番地 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市天白図書館	大阪府中央区北浜東 1 番 20 号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 湯 本 秀 昭

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(鶴舞中央図書館)